

国際財務報告基準の動向

The Trend of International Financial Reporting Standards

(2014年3月31日受理)

橋本和久

Kazuhashi Hashimoto

Key words : 国際財務報告基準, IFRS, アドプション, コンバージェンス

概 要

国際財務報告基準は100カ国以上が採用している高品質の会計基準と説明され、比較的短期間にコンバージェンスからアドプションへと移行するものと思われていた。わが国においても米国においても一時期はアドプションへの方向性が示されていたが、2010年ころより急速にその勢いが鈍化している。本稿では、国際財務報告基準の進展および鈍化の過程を検証し、オックスフォード・レポートをもとに投資家や企業の国際財務報告基準に対する認識や評価を考察している。これらをもとに、アドプションの鈍化の原因を探り今後の方向性に関しても言及している。

1. はじめに

IFRS（国際財務報告基準、国際会計基準）¹は、「世界標準」の会計基準たるべくIASB（国際会計基準審議会）により設定されている会計基準であるが、2000年代に入り急速に世界標準にふさわしい会計基準に向けて大きな広がりを見せてきた。1990年代には会計基準のハーモナイゼーションという言葉の下で国際的調和化が進められ、2002年9月にIASBとFASB（米国財務会計基準審議会）との間で交わされた「ノーワーク合意」、2007年8月にIASBとASBJ（わが国の企業会計基準委員会）との間で交わされた「東京合意」²などを経て、IFRSへの会計基準のコンバージェンス（収斂）は急速に進展を見せてきた。

わが国の会計基準は、2005年7月のCESR（欧州証券規制当局委員会）による会計基準の同等性評価に関する技術的助言³（テクニカル・アドバイス）を受け、2006年7月には企業会計審議会より「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」が公表されてから、コンバージェ

ンスへの積極的な対応が示されてきた。「東京合意」の履行とコンバージェンスの進展などにより、2008年12月にEC（欧州委員会）によりわが国の会計基準はIFRSと同等であるとの評価を得た。これに続き、2009年6月には金融庁から「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書（中間報告）」が公表され、わが国においては「2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが適当である」（同中間報告 二2（3）④）とされた。また、「IFRSの強制適用の判断の時期については、とりあえず2012年を目途とすることが考えられる」（同 二2（4）①）とされた。

米国においても2008年11月に任意適用や強制適用のロードマップが示されたことにより、わが国においても米国においてもコンバージェンスを更に進めてIFRSのアドプション（強制適用）への流れが急速に進展しつつあった。

このように、世界的な規模で会計のコンバージェンスあるいはアドプションが進められると思われていたが、米国では2011年中に判断するとされていたIFRSの強制適

用の可否が延期された。わが国においても、2010年3月期の連結財務諸表からIFRSの任意適用こそ実施されたが、2012年中を目途に判断するとされていた強制適用の可否は延期され、アドプシヨンの流れは急速に鈍化していった。

本稿では、特にアドプシヨンに向けて進展していた流れが、どのような経緯を経て鈍化していったのかを検証することにより、今後のIFRSもしくはわが国の会計基準の方向性を考察する。

2. コンバージェンスの進展

本章では、アドプシヨンの鈍化を検証する前に、米国とわが国におけるIFRSへのコンバージェンスの進展について簡単に触れておく。

1973年6月に設立されたIASC（国際会計基準委員会）は「世界の会計基準の統合化」を目標⁴に精力的にIAS（国際会計基準）を公表し、特に1980年代後半以降に会計基準のハーモナイゼーション（国際的調和化）⁵を進めてきた。この流れは、IOSCO（証券監督者国際機構）が1987年6月にIASCの諮問委員会に参加したこと、翌年のIOSCO総会でIAS（特に比較可能性改善プロジェクト）の支持を表明したこと、および2000年5月にIOSCOが外国企業による国際的な資金調達のための基準としてIASを正式に承認したことにより決定的となった。

続いて、2001年4月にIASCを継承したIASBは、各国の会計基準と国際会計基準のコンバージェンスを目指すことになった。2002年9月、IASBとFASBとの間で「ノーワーク合意」が交わされ、短期あるいは中長期的に両会計基準の互換性を高めていく努力が払われることになった。その後、IASBとFASBはコンバージェンスをいっそう推進するため、2006年2月にMoU（覚書）を公表した⁶。これに基づき、2007年11月、SEC（米国証券取引委員会）は、米国証券市場に上場する外国企業がIFRSを用いることを容認し、IFRS適用企業に課していたUS-GAAP（米国会計基準）への調整表を免除することとした。以上の経緯を経て、2008年末には両者の重要な差異はほぼ解消した。

このような状況の下、2008年11月SECは米国企業に対するIFRSの強制適用に関するロードマップ案⁷（提出期

限：2009年2月）を公表し、一定の条件を満たす企業に対しては2009年12月15日以降に終了する事業年度よりIFRSの任意適用を認めることとした。また、強制適用の判断は2011年に最終決定し、強制適用が決定された場合には2014年から段階的に適用することとされた⁸。

わが国においては、1990年代後半ころより進展した「会計ビッグバン」を経て会計基準の国際的調和化を図ってきた。しかしながら、1999年から2003年にかけて、わが国企業の英文財務諸表に「日本基準により作成されたものであり国際基準とは異なる」旨の注意喚起文・警句（Legend Clause）が付されるという問題が生じていたことも事実である（いわゆるレジェンド問題）⁹。このように会計基準の調和化がまだまだ未了の段階で、2005年7月、CESRによる「第三国基準の同等性評価に関する技術的助言（テクニカル・アドバイス）」¹⁰への対応が緊急の課題となった¹¹。この助言を踏まえASBJより「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて—CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—」が公表された。続いて、2007年8月には、コンバージェンスの目標時期を2011年6月とする「東京合意」がIASBとASBJとの間で交わされ、これを受け同年12月にはプロジェクト項目を短期・中期・中長期に区分したコンバージェンスにかかる計画表が公表されている¹²。

その後、EC（欧州委員会）は2008年12月に、わが国の会計基準がIFRSと同等であるとの結論を示した。これを受け、2009年6月に企業会計審議会から「我が国における国際会計基準の取り扱いについて（中間報告）」が公表され、2010年3月期の連結財務諸表からIFRSの任意適用を認め、強制適用については2012年を目途に判断することとされた。また、2009年7月には、IFRS導入のロードマップに対応した推進機関であるIFRS対応会議も発足した。「東京合意」では、CESRの技術的助言により補完措置を示されている項目（短期コンバージェンス・プロジェクト）については2008年までに、残りの差異（中期コンバージェンス）については2011年6月までにそれぞれ解消を図ることとされていたが、「企業結合（ステップ2）」と「無形固定資産」に関する課題を残しながらも、両者の差異の解消は概ね達成されたとの発表が2011年6月にASBJとIASBより発表された。

3. 鈍化の潮流

前章で確認してきたように、米国もわが国もIFRSへのコンバージェンスを超えてアドプションへの道を進んでいたが、2011年6月、自見庄三郎金融担当大臣は「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示¹³は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」との考えを示した。また、日本経済団体連合会の米倉弘昌会長も自見大臣と同様の見解を示しており¹⁴、この時点で経団連がIFRSの強制適用に関して慎重になってきていることが分かる。この発言を受け、IFRSコンソーシアムの調査によれば、回答者の44%はIFRSの適用時期を遅らせるとしている¹⁵。自見大臣の記者会見に先立ち、連合からは「上場会社の連結財務諸表に対してIFRS(国際財務報告基準・国際会計基準)を強制適用することを当面見送る方針を早期に明確にする」との2012年重点施策が示されていた。この前月にも産業界の主要企業から「我が国のIFRS対応に関する要望」が金融担当大臣、経済産業大臣およびASBJ委員長あてに提出されており、このような脈絡から自見大臣の発言は主として産業界の後押しに呼応したものであることが分かる。

自見大臣は強制適用延期の理由の1つとして、米国の動向をあげている。これは、2010年2月、米国ではこれまでのロードマップに代えてワークプランが公表され、SECが米国上場企業のIFRSの適用を2015年以降とすると表明したことを指している¹⁶。また、2008年11月に示された従来のロードマップでは2009年12月以降に米国上場企業に対してIFRSの任意適用を認めるとしていたが、この声明では任意適用を撤回する考えも示している(2015年までに任意適用を開始する可能性はある)。また、2010年10月、SECは「プログレスレポート」¹⁷を公表し、ワークプランで示された6つの主要な論点に関する進捗状況を説明し、IFRSの財務報告としての有用性を検討している。続いて、2011年5月にはSECからスタッフペーパーが公表され、コンドースメント・アプローチが示された¹⁸。また、2011年6月、SECのシャピロ委員長は「IFRS適用を求める米国企業や株主の声は多くはない」との

講演をワシントンで行っている。2012年7月、SECよりIFRS取り込みに関する最終スタッフ報告が公表されたが、IFRSの適用に関しては判断されなかった。

わが国においても、自見大臣の会見の後、2011年8月には企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議で「今後の議論・検討の進め方(案)」が資料として提出され「日本版ワークプラン」ともいえる11項目の提案がなされた。すなわち、わが国の国益を踏まえ、戦略的思考、グランドデザインを形成することが重要であるとの観点から「我が国の会計基準・開示制度全体のあり方」「諸外国の情勢・外交方針と国際要請の分析」「経済活動に資する会計のあり方」「原則主義もたらす影響」「規制環境(産業規制・公共調達規制)、契約環境等への影響」「非上場企業・中小企業への影響、対応のあり方」「投資家と企業とのコミュニケーション」「監査法人における対応」「任意適用の検証」「国内会計基準設定主体(ASBJ)のあり方」「国際会計基準設定主体(IASB)のガバナンス」について検討が必要であるとされた。2012年7月には、企業会計審議会より「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」が示された。また、2013年6月には、企業会計審議会から「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方への当面の方針」が公表され、IFRSの任意適用の条件の緩和、エンドースメントされたIFRSの導入などについて示された。

このように、アドプションへの道を進んでいた米国とわが国は、急速に慎重な態度に転じた。

4. オックスフォード・レポート

前章で示したとおり、自見大臣の発言は産業界の要請と米国の動向を考慮したものであるが、わが国の産業界が方向転換した理由、および投資家への影響についてどのように考えていたかという点に関しては、非常に興味深い問題である。

この時期の状況をインタビューを中心に分析・総合した文献として、2012年3月に金融庁あてポリシー・ディスカッション・ペーパーとして提出された「オックスフォード・レポート;日本の経済社会に対するIFRSの影響に関する調査研究」(Suzuki, 2012)がある。著者のTomo Suzuki氏はオックスフォード大学・サイド・ビ

ジネススクールの常任・終身教授である。このレポートはUNIAS研究プロジェクト (Unexplored Impact of International Accounting Standards / International Financial Reporting Standards Phase I) の一環として行われた研究活動であり、「IFRSが日本の経済社会にどのような影響をもたらさうかについて、より広い視野から考察を加えることにより、日本の政策討議(Policy Discussion)の基礎を提供」¹⁹することを目的に作成されたものである。

Suzuki (2012) では、第一節でレポートの背景を示した後、第二節で目的・方法・構成を説明している。また、この節で「IFRSは『公正価値』と『原則主義』による『透明性』と『比較可能性』の高い『高品質』な会計基準であり、これを『世界統一基準』とすることにより『資本市場の効率性』を促進する、というレトリック」をIASBが繰り返し主張することにより、IFRSのグローバル・マーケティングを推進していること²⁰、IFRSが本当に資本市場における効率化を達成し、投資家に有益であるかどうかの実証的な成果が乏しいことを指摘している²¹。また、本稿でも用いている「ハーモナイゼーション」「コンバージェンス」「アドプション」という言葉自体もIFRSのグローバルライゼーション達成のレトリックであると論じている²²。

続いて第三節で「投資家のための財務報告」について検証しているが、これに先立ちNDL-OPACを利用して2007年から2012年までの文献レビューを行い、わが国の文献で示されているアドプションを支持する理由をまとめている(60頁、図表11)。以下にその概略を示す。

<アドプションを支持する理由のまとめ>

1. 公正価値会計, 原則主義, 世界統一基準による比較可能性向上・資本コスト低下 (46編)
2. 日本基準は孤立する-IASB等における発言力の確保 (42編)
3. グローバル・グループ経営の効率化・国際競争力の促進 (27編)
4. 日本の資本市場の国際競争力の維持・促進 (17編)
5. コンバージェンスでは不十分, コンバージェンスはコストがかかる (4編)
6. グローバル投資の促進, クロス・ボーダー M&Aの

拡大 (3編)

7. 監査制度の国際水準化に資する (2編)
8. BIS等, 国際規制対応の容易化 (1編)
9. 先達の努力を無駄にするべきではない (1編)
10. 中間報告による公約を守るべきである (1編)
11. G20における国際公約を守るため (1編)
12. 規制上の裁定機会の減少 (1編)
13. 内部統制の標準化に資する (1編)

このように、わが国の研究者等が想定するアドプション支持の理由を示した後、第三節の続きで「1. 公正価値会計, 原則主義, 世界統一基準による比較可能性向上・資本コスト低下」について検証している。公正価値会計による資産・負債アプローチに関しては、「IASBが公正価値と包括利益の論理的根拠としたHicksのIncome No. 1については、投資家が有用と考える持続可能な利益概念ではないこと、また、多くの資産負債に公正価値が現存しないことを根拠として学界から疑問が呈されている」としており、あわせて、洗練されていない投資家からは「包括利益は追加的な情報として歓迎されている」が、洗練された投資家からは「公正価値や資産負債アプローチ, 包括利益への批判的な見解が提示されている」との結果を示している²³。

第四節では「3. グローバル・グループ経営の効率化・国際競争力の促進」「4. 日本の資本市場の国際競争力の維持・促進」などの検証のため、「投資家以外のステークホルダーへの影響」について、IFRSの企業内部の経営管理に関する影響を分析している。企業内部からの反響は、インタビューの任意適用の企業数が20-30社くらいになりますかとの質問に「いやー、このままじゃ数社じゃないの。経営者がメリット感じてないもの」(産業団体関係者)と返答していることに端的に表われている。ただし、「のれん」の非償却については外国企業との国際競争の観点からメリットと捉えている企業も多い(これと同様の「開発費」の資産計上については、貸借対照表からリスクを減らす観点から費用化したいという企業が多かったようだ)。さらに、特定産業に関する懸念、関連法規や制度の視点からの懸念についても言及しているが、結論としては「多くの企業はそうした会計が企業行動と市場に与える影響を懸念しているし、IFRS適用に

積極的であるといわれる企業でさえIFRSの積極的なメリットを認識していない」という結論を示している²⁴。

第五節では「日本基準では孤立する－IASB等における発言力の確保」などの検証のため「会計基準設定の政治学」について分析している。この点に関しては多くの場で論じられているように、IFRSをアドプションしなければIASBに対する交渉力が弱体化するとの思考が政治的に働いているとするものであるが、この点に関しては任意適用の企業が一桁である点をあげ「何故にIFRSが適用されるのかを明確な理由と証拠をもって説明する義務があるが、UNIASプロジェクトではそうした合理的な説明を確認するには至らなかった」として、IASBに対する影響力よりも企業や投資家にとってのベネフィットを優先すべきだとしている²⁵。

Suzuki (2012) は2011年末に委嘱され2012年3月末に提出という非常に短期間にまとめられたレポートとのことであるが、217頁からなる大部であり、その細部にわたり吟味することは紙幅的にも不可能であり別稿に譲りたいと思う。しかしながら、＜アドプションを支持する理由のまとめ＞に示された理由について概ね検証し、アドプションに関してネガティブな結論を示している。結果として、IFRS（およびIASB）に対してもネガティブな論調になっている。

ここで、サーベイ・アンケートやインタビューを通して、多くの洗練された投資家や企業が「原則主義による公正価値の下では実質的な透明性や比較可能性の向上は期待できない²⁶」としている点に関しては非常に興味深い。IFRSの意思決定有用性に資するため、証券市場の効率化や財務諸表の比較可能性に資するため、という目的から考えると、財務諸表の作成者側である企業の評価はネガティブでも、利用者側である投資家の評価はポジティブであると考えられるからである。

このような観点は、2011年10月に開催された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議に提出された永井委員（東レ経営研究所シニアアナリスト）のコメントにも見られる。永井委員は「アナリストの立場から申し上げると、仮に企業間の比較可能性が高まっても企業、産業の競争力が低下しては意味がないと考える。ただ、IFRSを導入すれば、企業間の比較可能性が高まるという見方にはやや懐疑的である。IFRSの原則主義、『概念』先行、

解釈指針も限定的という現状を見ると、かえって比較が難しくなるのではないかと懸念している」との意見を示している²⁷。

5. むすびにかえて

Suzuki (2012) の調査研究によれば、わが国の産業界（および洗練された投資家）は、IFRSのアドプションに関して方向転換したのではなく、最初から懐疑的であった可能性が高い。

「国際的な会計基準をつくって互いにこれを利用すれば、全体のレベルアップにもつながるし、同じ会計基準を使って財務諸表を作成すれば理解しやすい²⁸」との考えからスタートしたのがIASBであり、IFRSはIASBとこれを継承したIASBにより設定された会計基準であるが、近年の動向を見ると、どうも政治力学が働きすぎているのではないかと感じる。

Suzuki (2012) ではレトリックという言葉が使用されているが、「世界の100カ国以上」で採用されている「透明性」と「比較可能性」の高い「高品質」な会計基準であるならば、少なくとも投資家からは歓迎されるはずである。投資家の要求があれば、2010年3月期の連結決算から容認されているIFRSの任意適用を実施する企業ももっと増加していると思われる。しかしながら、Suzuki (2012) によれば、洗練された投資家からも企業からも「実質的な透明性や比較可能性の向上は期待できない」として、IFRSの存在理由そのものを否定する見解が示されている。Suzuki (2012) は、これを「IFRSの第一基本問題」と呼んでいる²⁹。

会計基準が世界的に統一されるならば、これは非常に素晴らしいことであろう。本当に比較可能性が向上し投資意思決定に有用である統一された会計基準であるならば、投資家からの賛同は比較的容易に得られよう。また、本当に資金調達が効率的に行われ国際競争力の促進につながる会計基準であるならば、ある程度の作成上の問題が生じるとしても企業からの同意もそれほど困難であるとも思われない。

しかしながら、1990年代以降に精力的に進められた会計基準の改正により、わが国の会計基準は十分に投資家の要求に答えられる「高品質な」ものとなっている。そ

のような状況では、原則主義をとり（説明責任は生じるにしても）経営者の裁量の余地の大きなIFRSを投資家としても簡単には受け入れられないかもしれない。

また、企業としても、原則主義により具体的な適用指針の乏しいIFRSを採用することで膨大な説明責任を負うよりは、適用指針や実務指針が多岐にわたり公表されているわが国の会計基準を用いたいというモチベーションが働くことは十分に予想される。

加えて、IFRSの内容自体にも懐疑的な面もあると思われる。前章で、「のれん」の非償却については外国企業との国際競争の観点からメリットと捉えている企業も多いというインタビュー結果を紹介したが、「国際比較をされる以上は、やはり同じ土俵で戦いたい。・・・理論的には、『のれん』の償却は定期的になされるべきだと思うんですけど、そこは現実ね、やはり、償却は厳しい」（東証一部・財務課長）³⁰という言葉が示すとおり、国際競争上は非償却のメリットを感じてはいるが、理論面からIFRSには懐疑的である企業も多く存在する。本稿では詳しく触れないが、「のれん」の非償却は「持分プーリング法の廃止」などにもなう妥協の産物だともいわれている³¹。

また、IFRSが製造業に有益な会計基準かどうかという議論も行われている。2011年8月の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議で大武健一郎委員（TKC全国会会長、元国税庁長官）は「ゴーイングコンサーンを前提として、利用価値ということを前提にした企業経営において、これを交換価値で評価しながら、BSを中心にして評価するという仕組みは、少なくとも経営者が株主総会を考えたとき、極めて大きなダメージを与えると私は思います。・・・例えば日本では、具体名を出して失礼ですけど、JR東海のように一企業がリアモーターカーを、積立金を積んであのような研究開発をもし欧米系の企業がやるとしたら、いわゆるこの基準では絶対にできません。今まではPLを重視とっていますが、あくまでも長期投資を前提にした経営指針が株主総会でも認められてきているからだだと思います。」と述べ、企業の長期的な視点に立った会計を考えるように求めている。

このように見てくると、IFRSはわが国の状況に適合していない、少なくとも現在の会計基準をやめてまでアド

プションするメリットが希薄であると企業側では評価しているように考えられる。

これに対して、2011年7月、IASBよりアジェンダ・コンサルテーションが公表されたが、これは各国の関係者から意見を聴取し、有用な会計基準開発の円滑化を図ることを目標にしている。これにより各国の利害調整に役立ち、前述した問題点も解消されるかもしれない。しかしながら各国の利害調整に長時間を要することも懸念される。こうした各国の意見の調整が進まない状態が継続するとすれば、IFRSのアドプションやコンバージェンスを進めることは困難になり、結果的に多くの国でアドプションという選択は不合理な政策決定となり、一定の基準の内容差を残した形での相互承認という形式での会計基準の運営が進展していく可能性が高くなるかもしれない³²。

このように考えてくると、会計基準の世界標準化という理想は素晴らしいが、現実的には各国の発展段階や風土を調整するのは困難であり、コンバージョンの進んだわが国では、これまで同様に会計基準の変更をある程度IFRSにあわせながら、任意適用の範囲を拡大する方向に進むのが現実的ではないと思われる。

わが国においては、2013年6月に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を受け、ASBJに「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」が設置された。ここでは任意適用の許容条件を緩和し、米国に倣いエンドースメントの方向性を探る方向に進もうとしている。これらの動向を考えると、任意適用の企業数を増加させIASB等に対するプレゼンスを確保しながら、エンドースメント等により着地点を模索しているように思われるが、それらの点を考慮した上での今後の動向については、次回に詳しく考察する予定である。

また、本稿ではSuzuki（2012）で示されたインタビューや実地調査に関して詳細に分析をしていないが、財務諸表の利用者側、作成者側、および基準設定主体に対するアプローチが詳しく示されており、非常に興味深い。稿を改めて詳細に吟味したいと考えている。

注

¹1973年6月に設立されたIASCにより設定されたIASのうち現在有効な基準と、IASCを継承したIASBにより設定されたIFRSを合わせて一般的に国際会計基準と呼称しているが、本稿ではこれらを統一的にIFRSと呼ぶことにする。

²2007年8月8日にIASBとASBJとの間で結ばれた「会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意」で、2008年までにCESRが同等性評価に関して示した補正措置に関する項目を、2011年6月までにそれ以外の差異に関する項目をコンバージェンスすることが合意された。

³ CESR, *Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, July 2005.

⁴石井ほか(1996)では、日本公認会計士協会の常務理事であった小林公司氏の「国際的な会計基準をつくって互いにこれを利用すれば、全体のレベルアップにもつながるし、同じ会計基準を使って財務諸表を作成すれば理解しやすい。それが、IASCが国際会計基準を設定しようと考えたスタートだった」とのコメントを紹介している(46頁)。

⁵山地(2010)では「国際会計基準委員会(IASC)が1989年1月に公開草案第32号(E32)『財務諸表の比較可能性』を公表したことを契機として、会計基準の国際的調和(ハーモナイゼーション)の潮流が形成された」(3頁)としている。また、蔦村(1990)では、「IASの統一目的に実行力をもたせるために1989年1月1日(意見書提出期限:同年9月30日)に公開草案第32号を公表した。これは従来のIASにおいて選択可能な諸基準を見直し、その統一性を高めようとするものである」(158頁)としている。

⁶11項目にわたり、その後のコンバージェンスのスケジュールが示された。その後、そのうち9項目については2011年半ばに完了させることが合意された(2008年)。しかしながら、「収益の認識」「リース会計」などのコンバージェンスが完了しなかった。なお、IFRSの「収益の認識」に関しては2014年第1四半期に最終基準書が公表

される予定となったが、「リース会計」に関しては審議未了の状態である。

⁷SECこのロードマップ案に対して251通のパブリック・コメントが寄せられたが、米国のアドブションについて慎重にすべきとの意見が多かった(SEC ; *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers*. [Release No. 33-8982; File No. s7-27-08]。)

⁸段階的適用とは、大規模早期提出企業は2014年12月15日以降、早期提出企業は2015年12月15日以降、その他の公開企業は2016年12月15日以降に終了する事業年度より適用するものである。

⁹この点に関して、後に述べるSuzuki(2012)では「こうした警句が証券・資本市場においてどれほどの影響をもたらしたのか定量的に分析した調査研究書は見当たらないが、UNIASのインタビューによれば、これまでに3社によって、借入或いは社債発行利率が高くなったとの証言を得ている」(51頁)としている。

¹⁰EUでは、2005年1月以降に開始する会計年度から欧州の市場に上場している欧州企業はIFRSに準拠して連結財務諸表を作成することが求められ、外国企業についても、本国の会計基準がIFRSと同等であると認められなければ、2007年1月以降(この期限はその後延長された)は、IFRSに準拠した財務諸表を作成する必要があるとされた。このためECが2004年6月にCESRに対してわが国の会計基準の同等性評価に関する技術的助言を指示したことに対するものである。なお、EUが域内企業に対してIFRSの採用を求めた点に関して、田中ほか(2011)では「表向きは『EU市場で使う統一的会計基準』ということでありましたが、実利の面では、ソビエト連邦が崩壊した後のアメリカによる欧州侵略に対抗する手段として、アメリカ企業の利益だけを追求する会計基準ではなく、欧州の経済的、政治的利益を護るための独自の基準を作ろうとするものでありました」(7頁)と評している。

¹¹CESRの技術的助言では、わが国の会計基準は全体として国際会計基準と同等であるとの評価を得たが、26項目の補完措置が求められた。そのうち、「補完計算書」の作成を要求された「企業結合(持分プーリング法)」「連結の範囲(適格SPE)」および「在外子会社の会計方針の

統一」については、橋本（2010）で考察している。

¹²ASBJ Newsletter（2007年12月25日発行（創刊準備号）

¹³2009年12月の内閣府令の改正により、米国基準採用企業にあっては、引き続き米国基準による提出が認められるのは2016年3月期までとされていた。

¹⁴同年6月20日、米倉会長は「国際的な基準の統一を目指すことはよいが、日本の産業界、特に製造業は、投資判断となる一時点の企業価値よりも、ゴーイングコンサーンに重きを置いている。IFRS導入に対する米国のスタンスも変化してきていることもあり、わが国でも時間をかけて検討していく方向になっていることは望ましい」と述べている。

¹⁵「経理担当者はIFRS適用延期をどう受け止めたか」（IFRS動向ウォッチ第12回）

（<http://techtarget.itmedia.co.jp/tt/news/1111/07/news04.html>）（2011年11月7日update）

¹⁶IFRSに積極姿勢であったSECのコックス委員長が退任し、新たに慎重姿勢のシャピロ委員長が就任した影響があるとも言われている。

¹⁷SEC, Office of Chief Accountant, Division of Corporation Finance, *Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers Progress Report* (October 2010)

¹⁸FASBのシードマン議長はNASBA（米州公認会計士審議会協会）の年次会合で、コンドースメント・アプローチを支持する旨の発言を行った。

¹⁹Suzuki（2012），3頁。

²⁰同上，27頁—28頁。

²¹同上，29頁。

²²同上，51頁。

²³同上，98頁。

²⁴同上，142頁。

²⁵同上，176頁。

²⁶同上，178頁。

²⁷2011年10月17日開催の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の配布資料「欠席委員提出ご意見」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/soukai/20111017/03.pdf）

²⁸石井ほか（1996），46頁。

²⁹Suzuki（2012），178頁。

³⁰同上，109頁。

³¹IASBのメンバーの「欧米の『のれん』非償却化が、いわゆる『持分プーリング法の禁止との引き換え』やノーウオーク合意後のコンバージェンスにかかわる政治的妥協の産物であった」とのインタビューを示している（同上，109頁）。なお、米国では2001年に、持分プーリング法の廃止と同時に、のれんの償却を非償却とした（それまでは40年以内）。また、IFRSにおいても2004年3月に非償却とされた（FASBと同様に持分プーリング法も廃止された）。同等性評価との関連では、減損テストと組み合わせられたのれんの償却は、重要な差異ではないとされた。しかしながら、東京合意においては「企業結合（ステップ2）」がとりあげられ、それには「のれんの償却」が含まれている。

³²同上，53頁。

参 考 文 献

石井健次ほか、『国際会計基準』日刊工業新聞社，1996年10月。

金融庁，「我が国における国際会計基準の取り扱いに関する意見書（中間報告）」，2009年6月。

田中弘ほか、『国際会計基準を学ぶ』税務経理協会，2011年4月。

蔦村剛雄、『国際会計論』白桃書房，1990年2月。

橋本和久，「国際財務報告基準のわが国会計基準への影響」『中国学園紀要』第9号（2010年6月），31頁—37頁。

山地範明，「国際会計基準とその特徴」『関学IBAジャーナル』2010年号（2010年4月），2頁—5頁。

Suzuki Tomo, オックスフォード・レポート：日本の経済社会に対するIFRSの影響に関する調査研究（The Impact of IFRS on Wider Stakeholders of Socio-Economy in Japan）金融庁提出ポリシー・ディスカッション・ペーパー；初度提出：2012年3月30日（Policy Discussion Paper; Submitted to Financial Services Agency, the Government of Japan; 30th March, 2012; Tokyo.

CESR, *Technical Advice on Equivalence of Certain*

Third Country GAAP and on Description of Certain Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information, July 2005.

SEC, *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers*. [Release No. 33-8982; File No. s7-27-08]

——, Securities and Exchange Commission, Office of Chief Accountant, Division of Corporation Finance, *Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers Progress Report* (October 2010)

